

新規漁業就業者総合支援対策事業費補助金
(新規独立就業者支援)

- 1 対象品目・分野 ○水産業
- 2 事業概要
新たに漁業で独立経営を開始したい場合、漁船や漁具の調達等初期費用を支援します。
- 3 利用対象者
漁業を営む個人
- 4 支援内容
 - (1) 補助要件：
新たに漁業で独立経営を開始する個人
 - (2) 対象経費：
漁船の調達・整備等に要する経費
 - (3) 補助率：
1/3又は2,000千円のいずれか低い額
 - (4) 補助上限額：
2,000千円
 - (5) その他（補助を受けられる期間・回数、協調補助等について）：
—
- 5 募集期間
 - (1) 募集期間（予定）：令和2年4月下旬～同年10月
 - (2) 申請書類（様式）の入手方法：
下記の申込先
 - (3) 申込み先：
山形県漁業協同組合指導課
- 6 問合せ先
 - (1) 機関名・課名：山形県漁業協同組合
 - (2) 担当（係）名：指導課
 - (3) 電話番号：0234-24-5612

 - (1) 機関名・課名：庄内総合支庁水産振興課
 - (2) 担当（係）名：振興普及担当
 - (3) 電話番号：0234-24-6045

 - (1) 機関名・課名：農林水産部水産振興課
 - (2) 担当（係）名：水産業成長産業化担当
 - (3) 電話番号：023-630-3071

新規漁業就業者総合支援対策事業費補助金
(漁業就業準備支援)

1 対象品目・分野 ○水産業

2 事業概要

漁業就業のための技術習得のため行われる準備研修（対象者：雇われて漁業に就業したい方及び漁業で独立経営を開始したい方）を受講する方に給付金を支給します。

（就業時に45歳以上の方は県が、45歳未満の方は国が支給します。）

3 利用対象者

漁業を営む個人(予定者)

4 支援内容

(1) 補助要件：

漁業就業のための技術習得のため、雇われて漁業に就業したい方及び漁業で独立経営を開始したい方（経営者として漁業に携わったことがない方）

(2) 対象経費：

研修を受講している間の給付金(生活費)

(3) 補助率：

定額 年間1,500千円(月額125千円)

(4) 補助上限額：1,500千円

(5) その他（補助を受けられる期間・回数、協調補助等について）：

3ヶ月以上継続して受講すること(3ヶ月未満は補助の対象にならない)

最長2年間

漁業に就業しなかった場合は返還しなければならない

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：令和2年3月1日～令和3年3月31日

(2) 申請書類（様式）の入手方法：

下記の申込先

(3) 申込み先：

山形県漁業協同組合指導課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：山形県漁業協同組合

(2) 担当(係)名：指導課

(3) 電話番号：0234-24-5612

(1) 機関名・課名：庄内総合支庁水産振興課

(2) 担当(係)名：振興普及担当

(3) 電話番号：0234-24-6045

(1) 機関名・課名：農林水産部水産振興課

(2) 担当(係)名：水産業成長産業化担当

(3) 電話番号：023-630-3071

新規漁業就業者総合支援対策事業費補助金
(収入安定対策)

1 対象品目・分野 ○水産業

2 事業概要

独立経営開始後3年目までの就業者に対して、経営安定対策として減収分を補てんします。

3 利用対象者

漁業を営む個人

4 支援内容

(1) 補助要件：

独立経営開始後3年目までの就業者

(2) 対象経費：

基準収入額（1年目は、年間の操業計画に基づいて操業した場合に見積もられる水揚げ金額、2年目、3年目は前年の水揚げ金額）の一定率を下回った場合、その減収分を補てんします。

(3) 補助率：

定額

(4) 補助上限額：

基準収入額の2割程度

(5) その他（補助を受けられる期間・回数、協調補助等について）：

基準収入額に応じて掛金及び積立金が必要（例：基準収入額が400万円の場合14万円程度）

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時

(2) 申請書類（様式）の入手方法：

下記の申込先

(3) 申込み先：

山形県漁業協同組合指導課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：山形県漁業協同組合

(2) 担当（係）名：指導課

(3) 電話番号：0234-24-5612

(1) 機関名・課名：庄内総合支庁水産振興課

(2) 担当（係）名：振興普及担当

(3) 電話番号：0234-24-6045

(1) 機関名・課名：農林水産部水産振興課

(2) 担当（係）名：水産業成長産業化担当

(3) 電話番号：023-630-3071